

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第六号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（社会援護課）

諮問日：令和4年5月26日

（令和4年度諮問第4号）

答申日：令和5年9月26日

（令和5年度答申第6号）

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成30年12月17日付け及び平成31年1月23日付けで審査請求人甲（代理人乙）から提起のあった、A市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護決定処分2件（平成30年9月分の移送費（法第15条の医療扶助における同条第6号の移送（以下単に「移送」という。）を要する費用をいう。以下同じ。）〇円を支給する保護決定処分（以下「本件処分1」という。）及び平成30年11月分の移送費〇円を支給する保護決定処分（以下「本件処分2」という。））に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和3年12月2日付けで審査庁に提出された元審理第114号の審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和4年5月26日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書3に記載のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書5(2)に記載のとおりである。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分1及び本件処分2が違法又は不当であるか否かについて

(1) 基本的事項

法の規定中、第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」とされ、被保護者が必要な医療を受けるために必要な扶助として医療扶助が行われる。

このうち、移送に要する費用（主に通院に要する交通費）については、移送費として支給されることとなる。支給される移送費の額は、「移送に必要な最小限度の額」（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第4の第4項）とされており、具体的には「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」（生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年社発第727号厚生省社会局長通知（以下「医療扶助運営要領」という。）第3の9(4)ア）とされており、通院に係る移送費の額は、原則として公共交通機関による額とされているが、被保護者の傷病、障害等の状況により、公共交通機関の利用が著しく困難である場合は、タクシー等の利用が認められることとなる（医療扶助運営要領第3の9(2)ア及びイ）。

また、移送費の給付は、原則として事前申請によることとされており、福祉事務所において決定した経路、交通機関によらない移送については、給付の対象とはならないこととされている（医療扶助運営要領第3の9(3)イ）。

(2) 介護タクシー（運転手が利用者に対する身体介助を行うことができるタクシーをいう。一般的には、車椅子等による乗降が容易な車両（いわゆる福祉車両）を使用している。以下同じ。）による移送の要否について

ア 審査請求人は、通常のタクシー（介護タクシー以外の一般のタクシーをいう。

以下「普通タクシー」という。）による移送では、乗降のたびに〇〇が生じ、また、ドアの開閉による風圧により疼痛が生じる等として、介護タクシー運転手以外の介助者（以下単に「介助者」という。）の同行の有無にかかわらず、介護タクシーによる移送が必要であると主張している。

イ 本件処分1及び本件処分2における処分庁の判断について

(ア) 処分庁は、平成29年7月に審査請求人から介護タクシーによる移送の申請があつて以降、通院先医療機関である医療機関A（注：「医療機関A」、「医療機関B」及び「医療機関C」の表記については審理員意見書と同じ。）に対して、介護タクシーによる移送の要否に関して、継続的に病状調査を行っていたことが認められ、本件処分1及び本件処分2に当たっては、医療機関Aから徴した平成30年8月10日付け給付要否意見書（以下「本件意見書」という。）に基づき介護タクシーによる移送の要否を判定していたことが認められる。

(イ) 本件意見書は、〇〇及び〇〇の両方について、通院に障害となるとした上で、「重症な運動麻痺は認められず、時間は要するものの自ら乗車することは可能と思われる。ただ、介助者が付き添いがある状態での、介護タクシーの必要性は無く、通常のタクシー利用で通院可能である。」としており、処分庁は、嘱託医の審査を経た上で、介助者の付添いのない場合のみ介護タクシーの利用を認めるとの決定を行っていたことが認められる。

なお、本件意見書以前に処分庁が医療機関Aから徴した平成29年8月23日付け給付要否意見書（以下「H29意見書」という。）においては、「ヘルパーがいないときには介護タクシーでないと一人では通院できない」とされ、また、平成30年2月16日付け給付要否意見書（以下「H30意見書」という。）に基づく嘱託医の審査結果によると、「ヘルパー付添の場合」は普通タクシー、「ヘルパー付添がない場合」は介護タクシーの利用とされており、これを基に、処分庁は、介助者がいない場合は介護タクシーの利用を認める決定を行っていたことが認められ、このことは、本件処分1及び本件処分2と同様の取扱いであったことが認められる。

(ウ) なお、処分庁は、「介護タクシーによる移送について、審査請求人に対する介助の必要性から認めており、移送のみであれば介護タクシーを利用する必要性は」認めていないとしており、その旨審査請求人に対して説明していることが認められる。

(エ) 以上のことからすると、処分庁は、審査請求人の通院時の介助の必要性から、介護タクシーの利用を認めていたことが認められる。

また、介助者が同行する場合は、介助者による介助により普通タクシーへの乗車が可能であるとして、介護タクシーの利用の必要性を認めていなかったことが認められる。

#### ウ 病状調査先について

(ア) 審査請求人は、医療機関Aでは〇〇の治療を受けておらず、本件意見書は、〇〇の症状を踏まえたものではないとして、医療機関Aに対する病状調査では不十分であり、〇〇の専門医がいる医療機関B又は審査請求人の〇〇の治療を行っている医療機関Cに対する病状調査等が必要であったと主張している。

(イ) 医療扶助運営要領第3の9(3)イにおいて、移送の要否については、給付要否意見書により主治医の意見を確認することとされている。

この点について、「通院移送費給付決定事務の取扱いについて（A市）」6(2)アによると、処分庁は、普通タクシー又は介護タクシーによる移送の要否の判断においては、主病の通院については、必ず給付要否意見書を徴取することとしており、主病以外の通院については、主病の通院で既にタクシー又は介護タクシーによる通院が必要と認められている場合に、同じ理由が当てはまると

きは、給付可否意見書の徴取を省略することとされている。処分庁のこの取扱いは、被保護者が移送を要する主たる要因である傷病（主病）の主治医が、当該被保護者の移送の要否について最も的確な判断を行うことができるということに基づくものであり、妥当なものであると認められる。

H29意見書において、審査請求人は、「(1)〇〇」（本件意見書では、〇〇）、「(2)〇〇」及び「(3)〇〇」「のため、……短距離のつたい歩きしか出来ず、…ヘルパーがいなくには介護タクシーでないと一人では通院できない」とされており、これに基づき、審査請求人は、タクシー又は介護タクシーによる移送を認められたものであることから、処分庁は、〇〇（H29意見書及びH30意見書における病名は、〇〇）についての主治医が在籍する医療機関Aに対する病状調査の結果を踏まえて、本件意見書も、医療機関Aから徴したことが認められる。

- (ウ) 審査請求人は、〇〇病院への検診命令や、医療機関Bの〇〇の専門医の意見を聴取すべきであったと主張する。

平成30年9月及び同年11月時点において、審査請求人は、〇〇の治療のために医療機関Bへは通院しておらず、医療機関Bの医師は、審査請求人の主治医であったとは認められないから、処分庁が、医療機関Bに対して病状調査を行い、又は医療機関Bから給付可否意見書を徴すべき事情は認められない。

また、医療扶助運営要領第3の9(3)イにおいて、処分庁は、必要に応じて検診命令を行うことができるとされているが、本件において、処分庁は、〇〇の主治医の在籍する医療機関Aから本件意見書を徴しており、本件意見書は審査請求人の〇〇の症状も踏まえて作成したことを医療機関Aに確認していることからすると、処分庁が、通院先医療機関以外の医療機関への検診命令を行う必要性があったと認められる事情はない。

なお、審査請求人は、再三にわたり、平成18年4月7日付けで〇〇病院が作成した診断書（以下「H18診断書」という。）及び平成29年10月19日付け「診療情報提供書（紹介）」（以下「〇〇情報提供書」という。）を根拠として、処分庁に病状調査をやり直すようを求めていることが認められるが、H18診断書及び〇〇情報提供書は、過去に〇〇病院において「〇〇」（原文ママ）及び「〇〇」との診断を受けていたことを示すものではあるが、平成30年9月及び同年11月当時の審査請求人の病状を示したものではない。

- (エ) また、審査請求人は、処分庁が、本件処分1及び本件処分2の当時に、審査請求人の〇〇の主治医であった医療機関Cの医師（審査請求人は、通院又は訪問看護によって、医療機関Cにより〇〇の治療薬（〇〇）の点滴を受けているとされている。）の意見を聴いていないと主張する。

このことについて、前記1(2)ウ(イ)のとおり、本件意見書は、審査請求人に対

する〇〇に係る治療を行っている医療機関Aにおいて作成されているが、本件意見書は、〇〇の症状も踏まえて作成されていることからすると、これに加えて医療機関Cの医師の意見を改めて徴する必要性までは認められない。

なお、医療機関Cに対しては、処分庁は、本件処分1及び本件処分2の後の平成31年1月に病状調査を行ったことが認められるが、医療機関Cの医師は、内科医であるため〇〇のことは専門外であるが、審査請求人の病状からは介護タクシーによる移送は不要と考えるとの見解を示しており、仮に本件処分1及び本件処分2の当時に医療機関Cの医師の意見を徴していたとしても、結論は同じであったと考えられる。

(オ) 次に、審査請求人は、平成31年1月7日付け給付可否意見書（以下「H31意見書」という。）及び平成31年2月5日付け「対象者の病状について（回答）」（以下「H31回答書」という。）は、耳鼻科疾患について作成されたものであり、審査請求人の〇〇の症状を踏まえたものではない旨主張している。

審査請求人の示す〇〇との診断名が記載された令和元年5月28日付け診断書は、〇〇病院耳鼻咽喉科・頭頸部外科作成のものであり、また、審査請求人の主張する〇〇の症状は、「外側半規管」とされているところ、外側半規管に係る疾患は、耳鼻科疾患の範ちゅうである。このことからすると、耳鼻科疾患を踏まえて作成されたH31意見書及びH31回答書は、審査請求人の訴える〇〇の症状も踏まえた上で作成されたものと認めるのが相当である（なお、H31意見書の病名欄には〇〇の記載がないが、このことは、記載すべき病名としての〇〇の症状がなかったことによるものと考えられる。）。

なお、審査請求人は、〇〇病院の〇〇専門外来に通院しており、耳鼻科において〇〇の治療は行っていない旨主張しているが、〇〇病院のホームページによると、耳鼻咽喉科・頭頸部外科において〇〇の治療も行っている旨の記載はあるが、〇〇専門外来（特殊外来）が設置されている旨の記載はない。

加えて、H31回答書は、「その他の基礎疾患等にて介護タクシーを要している可能性も否定はできません」としており、審査請求人は、医療機関B診療科aの判断が限定的である旨主張しているが、少なくとも、本件処分1及び本件処分2の時点においては、審査請求人の〇〇以外の「その他の基礎疾患等」である〇〇については、本件意見書により主治医の意見を徴しており、H31意見書及びH31回答書の意見が耳鼻科疾患に限定したものであったとしても、そのことが本件処分1及び本件処分2の当否に影響を及ぼすものではない。

H31意見書及びH31回答書は、本件処分1及び本件処分2の後に、医療機関Cへの病状調査の結果を受けて処分庁が徴したものであるが、仮に本件処分1及び本件処分2の前にH31意見書及びH31回答書と同様の内容のものを徴していたとしても、介助者が同行する場合には、介護タクシーによる移送は不要で

あるとの結論は同じであったと考えられる。

(カ) 以上のとおりであるから、本件処分1及び本件処分2に当たり、処分庁が行った病状調査の調査先、調査内容等に、特段の問題があったとは認められない。  
エ 介助者が同行した場合であっても、介護タクシーによる移送が必要であるとの主張について

(ア) 審査請求人は、介助者がいる場合であっても介護タクシーによる移送が必要である旨主張しているが、介護タクシー運転手以外に介助者が更に必要である医学的な根拠については、具体的に示されていないことから、審査請求人のこの主張は、採用できない。

なお、本件処分1及び本件処分2の対象期間である平成30年9月及び同年11月の時点で、審査請求人は、介助者の同行なしで介護タクシーを利用しての通院が可能であったことが認められる（当該期間における移送については、本件処分1及び本件処分2による支給額のほか、介護タクシー会社に対する委任払により移送費が支給されており、この支給額には介助者の同行なしで介護タクシーを利用した際の介護タクシー料金が含まれている。）。

加えて、介護者の同行について、審査請求人は、受診時の院内介助の必要性があることを主張しているようであるが、医学的管理に必要と認められる場合は、付添人の日当を支給することが認められる（医療扶助運営要領第3の9(4)ア、生活保護手帳別冊問答集（以下「別冊問答集」という。）第3の問64）ものの、審査請求人について、そのような医学的な必要性があったと認められる事情はない。

(イ) また、審査請求人は、タクシーのドアの開閉時の風圧によって疼痛が生じるため、介護タクシーによる移送が必要であると主張しているようである。

介護タクシーの場合であっても、ドアの開閉時における風圧又は衝撃はあり得るのであり（スライドドアの場合でも風圧やドアの開閉による衝撃は起こり得るし、運転席のドアの開閉による風圧も生じる。）、介護タクシーであれば風圧は生じないとする審査請求人の主張は、採用できない。

加えて、審査請求人は、普通タクシーでは、乗車時に体を反らすことにより、〇〇を生じると申し立てているが、乗車時に〇〇を生じないように介助者が介助して乗車することは可能（普通タクシーによる移送は、介助者が同行している場合でも認められている。なお、提出された動画は、介助者による介助なく一人で普通タクシーに乗車している。）であるから、普通タクシーであることをもって、〇〇が生じるという審査請求人の主張は、採用できない。

オ 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2の前の平成29年から平成30年3月までは、介助者が同行する場合でも介護タクシーの利用が認められていたと主張している。

この点について、処分庁は、本件処分1及び本件処分2に当たっては、本件意見書に記載された審査請求人の病状に基づき、介護タクシーによる移送の可否を判断していたのであるから、平成29年11月時点での移送の可否に係る判断がどのようなものであったかは、本件処分1及び本件処分2における移送の可否の判定に影響を及ぼすものではない。

なお、H29意見書では、審査請求人に介護タクシー利用による移送の必要性を認めているが、「ヘルパーがいないときは介護タクシーでないと一人では通院できない」とされており、介助者が不在の場合において、介護タクシーによる移送の必要性を認める内容であり、また、この内容で嘱託医の審査においても承認されていることから、平成29年11月時点では、処分庁は、介助者が不在の場合に介護タクシーによる移送を認めていたことが認められる。

また、介護タクシーを利用する場合は、通常は介護タクシー運転手による介助が行われることが前提であることからすると、処分庁は、介護タクシー運転手とは別に介助者が同行することまでは想定していなかったことがうかがわれる。

以上のとおりであるから、平成29年から平成30年3月までは、介助者が同行する場合も介護タクシーによる移送が認められていたとして、本件処分1及び本件処分2においても、介助者が同行する場合にも介護タクシーによる移送が認められるべきだとする審査請求人の主張は、失当である。

カ 審査請求人は、医療機関Bが作成した令和元年6月5日付け給付可否意見書及び令和元年6月5日付け「対象者の病状について（回答）」この2件の文書を併せて以下「R1意見書」という。）において、介助者が同行する場合でも介護タクシーの利用の必要性が認められていることをもって、本件処分1及び本件処分2の時点においても同様の判断がなされたはずであり、処分庁の病状調査が不十分であった旨の主張を行っている。

R1意見書は「〇〇のため歩行困難を認める」ことを理由として介護タクシーの利用の必要性を認めた意見（なお、〇〇を理由として介護タクシーの利用の必要性があるとの意見ではない。）であるが、R1意見書は、あくまでも、令和元年5月以降の審査請求人の移送の給付の可否についての主治医の意見であり、本件処分1及び本件処分2の時点での審査請求人の病状及び移送の給付の可否についての意見を示したものではない。

また、本件意見書は、〇〇について、本件意見書作成時点での主治医であった医療機関A診療科bにおいて作成されたものであり、R1意見書において介護タクシーの利用の必要性が認められた理由とされる「〇〇」の症状を踏まえて作成されたものであると認められる。

なお、処分庁によると、R1意見書に基づき、「令和元年5月以降はすべて介護タクシーの利用による移送を承認しました。しかし、介助者がいる場合は介護



タクシーの運転手による介助が不要であるため、同年6月18日には審査請求人から介護タクシー業者へ介助料を除いた移送費の見積書の作成依頼を行い、処分庁において介護タクシー業者からその場合の見積書を徴しています。これにより、介護タクシーによる移送を承認した後の移送費については介助者の有無に応じた額を支給しています。」としており、介助者が同行した際の介護タクシーの利用の要否についての現時点における処分庁の考え方が、本件処分1及び本件処分2の当時と大きく異なるものではない。

キ 前記のことからすると、平成30年9月時点及び同年11月時点において、審査請求人は、単独で（介助者の同行なしで）普通タクシーに乗車して通院することは困難であるため、介助者がいない場合は、介護タクシーによる移送の必要性があったことが認められるが、その一方で、介助者がいる場合には、当該介助者による介助により、普通タクシーへの乗降時の介助が可能であるため、介護タクシーによる移送の必要性があったとは認められない。

なお、本件意見書を含む処分庁が徴した給付要否意見書の内容及び処分庁が行った病状調査の結果からは、常時の介護が必要であるなど、タクシー乗車時に介助者が常時付き添う必要性があるとまでは認められていない。

ク 以上のとおりであるから、審査請求人について、平成30年9月時点及び同年11月時点において、介助者が同行する場合には、介護タクシーによる移送の必要性はないとした処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

### (3) 本件処分1及び本件処分2における支給額について

ア 前記1(2)のとおり、審査請求人について、平成30年9月時点及び同年11月時点において、介助者が同行する場合には、介護タクシーによる移送の必要性は、認められない。しかしながら、医療機関への通院の必要性はあることから、必要最小限度の移送費の支給自体は、認められることになる。

本件処分1及び本件処分2において、処分庁は、介助者が同行して介護タクシーを利用して通院した場合の移送費として、普通タクシーで通院した場合に必要な費用を移送費として支給したことが認められる。

この取扱いは、移送費については移送に必要な最小限度の実費を支給するとした医療扶助の支給基準（保護の基準別表第4の第4項）及び医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「国通知」という。）5(2)の趣旨に即したものであり、妥当なものであると認められる。

イ 本件処分1における支給額の算定については、次のとおりである。

(ア) 平成30年9月分の移送費の給付の請求（以下「本件請求1」という。）のうち、平成30年9月19日分の移送については、普通タクシーを利用しているため、本件処分1においても領収書の金額全額について、移送費が支給されている。

(イ) 審査請求人は、令和3年3月12日に実施した口頭意見陳述において、平成30年9月21日の介護タクシーによる通院分3件のうち、医療機関から自宅への帰路分について、介助者は同行していないのに介護タクシー費用ではなく普通タクシー費用で支給されている旨申し立てている（なお、ケース記録によると、平成30年10月24日にも同様の主張がなされている。）。

審査請求人は、当日の通院時の状況について、介助者を同行して介護タクシーを利用して通院したが、診察時間が長引いたため、介助者への依頼時間が超過し、介助者が不在となったため、単独で介護タクシーに乗車して帰宅したとしており、このとき、ヘルパーに依頼して自宅前まで来てもらい、介護タクシーを降車した後の自宅までの移動の介助をしてもらったと申し立てている。

審査請求人については、前記1(2)イ(ウ)及び(エ)のとおり、介助の必要性があるとして、介護タクシーによる移送が認められているが、この日の帰宅時は、自宅までの移送に際して介護タクシー運転手による介助が行われたとは認められず、結果として、介護タクシーによる移送の必要性はなかったことになる。したがって、処分庁が介護タクシー料金を支給すべき理由は、なかったと認められる。

なお、医療機関への通院の必要性はあるため、処分庁は、医療機関から審査請求人自宅までの普通タクシー費用を支給したことが認められる。この取扱いは、前記1(3)アの支給の考え方に沿ったものであり、妥当なものであると認められる。

(ウ) 本件請求1のうち、平成30年9月28日通院分については、審理員意見書3(8)のとおり、審査請求人は、医療機関から、介助者が同行して介護タクシーにより処分庁事務所を訪れ、その後介護タクシーにより帰宅したことが認められる。

福祉事務所を訪問する際の交通費は、移送費とは認められないため、医療扶助としての支給の対象とはならない（なお、被保護者が、収入申告等の報告や相談のために福祉事務所を訪れる際の交通費は、保護費として支給される経費ではない。）が、医療機関への通院の必要性は認められるため、処分庁は、審査請求人自宅から医療機関までの往復の普通タクシー費用を支給したことが認められる。この取扱いは、前記1(3)ウ(ア)の支給の考え方に沿ったものであり、妥当なものであると認められる。

(エ) 本件請求1のうち、前記1(3)イ(ア)から(ウ)まで以外の移送に係る費用については、審査請求人からは介護タクシー費用が請求されているが、いずれも介助者が同行していたとして、前記1(3)アのとおり、当該区間に対する普通タクシー料金相当額を移送費として支給したことが認められる。

なお、介助者が同行せず介護タクシーを利用した場合の介護タクシー料金は、介護タクシー業者への委任払により、審理員意見書3(11)のとおり移送費として

支給されていることが認められる。

(オ) なお、ケース記録によると、審査請求人は、平成30年9月14日の通院時の復路のタクシー料金〇円を自己負担した旨申し立てているが、当該タクシー料金については、領収書が処分庁に提出されていないため、本件請求1には含まれておらず、また、領収書原本の提出がないことから、国通知4ウのとおり、当該タクシー料金の支給は認められないことは、明らかである。

(カ) 以上のとおり、本件処分1による支給額、違法又は不当な点があったとは認められない。

ウ 本件処分2における支給額の算定については、次のとおりである。

(ア) 審査請求人は、平成30年11月14日通院分の移送費として、ガソリン代(〇円)の領収書を提出しているが、本件処分2の決定に当たり、処分庁において、この〇円の取扱いについて検討した形跡は認められず、本件処分2による支給額〇円には、この〇円は含まれていない。

領収書の記載事項からすると、介護ヘルパーが医療機関への送迎を行い、ガソリン代実費相当額が審査請求人に請求されたことがうかがわれるが、ガソリン代の実費を必要とするような移送方法は、処分庁があらかじめ認めた移送方法ではないし、また、ガソリン代を必要とする移送方法を利用した理由について、審査請求人が処分庁に説明を行ったとの事情もない。

医療扶助運営要領第3の9(3)イにおいて、「福祉事務所において決定した…交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象とならないものであること」とされていること、また、本件において医療扶助運営要領第3の9(3)ウの「事前の申請が困難なやむを得ない事由」があったとの事情は認められないことを踏まえると、このガソリン代〇円については、移送費としての支給の対象とならないことは、明らかである。

(イ) 平成30年11月分の移送費の給付の請求(以下「本件請求2」という。)のうち、平成30年11月21日通院分について、審査請求人は、当日利用できる介護タクシーが見つからなかったとして、往路・復路共に知人に介助を依頼し、介助に係る謝礼を支払ったとして、処分庁に領収書を提出しているが、知人への謝礼は、移送に必要な実費であるとは認められないから、移送費としての支給の対象とは認められない。

また、審査請求人は、当日通院の復路分について、介助を依頼した知人の車に乗車して帰宅したとして、知人の車への乗車料に係る領収書を処分庁に提出しているが、知人の車への乗車料も、移送に必要な実費であるとは認められないし、処分庁があらかじめ認めた移送方法によるものではないから、前記1(3)ウ(ア)と同様に、移送費としての支給の対象とは認められない。

なお、当日の往路分については、知人の介助のもと、普通タクシーを利用し

ているため、本件処分2により領収書どおりの金額が移送費として支給されている。

- (ウ) 本件請求2のうち、前記1(3)ウ(ア)及び(イ)以外の費用については、介護タクシー費用が請求されているが、いずれも介助者が同行していたとして、前記1(3)アのとおり、当該区間に対する普通タクシー料金相当額を移送費として支給したことが認められる。

なお、介助者が同行せず介護タクシーを利用した際の介護タクシー料金は、介護タクシー業者への委任払により、審理員意見書3(15)のとおり移送費として支給されていることが認められる。

- (エ) 以上のとおり、本件処分2による支給額に違法又は不当な点があったとは認められない。

エ 以上のことからすると、本件処分1及び本件処分2による支給額の決定に、誤りは認められない。

- (4) 処分庁職員に対する不服について

審査請求人は、担当ケースワーカー等の処分庁職員の対応に問題があったことを主張しており、ケース記録においても、審査請求人は、介護タクシーの利用が認められないこと等に関して、処分庁職員に対する不服を述べていることが認められる。

しかしながら、これらの事情は、本件処分1又は本件処分2が違法かどうか、又は不当かどうかの判断に影響を及ぼすものではない。

- (5) 審査請求人のその余の主張について

審査請求人のその余の主張は、本件処分1又は本件処分2の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

- (6) まとめ

以上のとおり、本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点はなく、本件処分1及び本件処分2は、適正に行われたものと認められる。

## 2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年5月26日）

- 2 第1回審議（令和5年8月2日）

本件審査請求に係る審議を行った。

- 3 第2回審議（令和5年9月26日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法の規定中、第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、…保護…を、無差別平等に受けることができる。」と、第7条は「保護は、要保護者、…の申請に基いて開始するものとする。」とそれぞれ規定し、第11条第1項第4号に保護の種類として医療扶助を定めている。第15条第1項は「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送を対象としている。

法第24条第1項は「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、…申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」と、同条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第4項は「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と、同条第9項は「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と、第34条第1項は「医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。」と、同条第6項は「医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。」とそれぞれ規定している。

- (2) 保護の基準別表第4医療扶助基準によると、移送費について、「移送に必要な最小限度の額」は認められることとしている。
- (3) 医療扶助運営要領第3の9(1)では、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、…療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によつて行うもので…経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」としている。

医療扶助運営要領第3の9(2)では、受診する医療機関は、原則要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものとし、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関では傷病等の対応が困難な場合においては、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められるとし、給付の範囲については次に掲げる場合において給付を行うとしている。

「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合

イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合

ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合

エーク (略)

なお、福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び上記の範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、移送の給付が真に必要なであると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと。」としている。

医療扶助運営要領第3の9(3)アにおいて、要保護者に対し、移送の給付について、その内容と、原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知することとしており、医療扶助運営要領第3の9(3)イでは「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する囑託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。ただし、医療要否意見書等により、移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書(移送)の提出を求める必要はないこと……管内で同一病態にある他の被保護者の受診に係る交通費と比較して高額である場合等、給付決定に関する審査において、被保護者の健康状態について確認する必要がある場合には、検診を受けるべき旨を命ずることができること。」とし、また、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定することや、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象とならないものであることとしている。

医療扶助運営要領第3の9(3)ウにおいて事後申請の取扱いについて規定されており、緊急の場合等で、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合で、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととしている。

医療扶助運営要領第3の9(3)エでは、継続的給付の場合の手続について規定しており、「翌月にわたって移送の給付を必要とするときは、引き続き移送の給付を行って差し支えないが、その者が3か月を超えて移送の給付を必要とするときは、第4月分の移送を決定する前にあらかじめ給付要否意見書(移送)等を参考に、継続の要否を十分に検討すること。ただし、被保護者の傷病等の状態により、3か月を

超えて移送の給付を必要とすることが明らかである場合は、第7月分の移送を決定する前に、給付可否意見書（移送）等を参考に、継続の要否を検討することとして差し支えないこと。」としている。

医療扶助運営要領第3の9(4)において、費用について規定しており、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費（医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当等も含む。）なお、身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること。」とし、「当該料金の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」としている。

- (4) 国通知3において、「被保護者から申請のあった移送の給付について、その内容を検討した結果、移送の給付範囲（審査会注：医療扶助運営要領第3の9(2)の「給付の範囲」を指す。以下(4)において同じ。）のアからクまでに該当するときは、以下の事項について十分な検討を行った上で、給付を決定すること」としており、給付の決定に当たっては、移送により医療扶助に基づく適切な療養を受けることを指示することとしている。

移送の給付範囲のイに該当する場合は、一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となり、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこととされており、地域の実態料金や複数事業者の見積り等を踏まえ、経済的かつ合理的な経路及び方法となっているか確認することとしている。

また、事前申請の場合には、対象となる被保護者に対して、以下の点について、周知徹底を図ることとしており、また、給付に際しては、通院する医療機関において必要事項の記載を受けた通院証明書を事後的に福祉事務所に提出させるよう指示することとしている。

「ア 移送の給付については、福祉事務所が経済的かつ合理的な経路・手段として認めたものに限り給付を行うものであり、福祉事務所が認めた以外の経路・手段を用いたことにより余分にかかる交通費については、給付の対象と認められないこと。

また、休日・夜間等における急病等の場合を除き、事前に申請のなかったものは、給付の対象とならないこと。

イ （略）

ウ タクシー等の利用を認めた場合については、タクシー等を利用した際に領収書（レシート）をもらうとともに、後日、福祉事務所に領収書（レシート）を提出すること。領収書（レシート）の無いものについては給付対象として認められないこと。」

移送の所要金額の確認については、領収書（レシート）によりその金額を確認することとし、特にタクシー等による移送の場合、1回当たりの所要金額が、通院先までの距離等に照らして妥当な金額であるか、往復時のそれぞれの料金や複数回の平均所要額と比較して著しく高額な金額となっていないか確認を行い、著しく高額なものについては、正当な理由が認められる場合を除き、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないこととしている。ただし、不正受給に該当する場合又はそれが疑われる場合については、速やかに関係先調査を実施し、不正受給を行ったケースに対しては法第78条に基づく費用徴収、特に悪質なケースについては告発を検討するなど、厳正な対応を行うこととし、また、手書きの領収書など提出書類に疑義がある場合については、必要に応じて運送業者へ確認するなどの点検を行うこととしている。

- (5) 別冊問答集で、付添人の日当については、「主治医訪問、嘱託医協議等により、医学的管理等のために付添人が必要と認められた場合に限り、移送費として最小限度の実費を支給して差し支えない。……」としている。
- (6) A市においては、A市福祉事務所設置条例（平成〇年A市条例第〇号）第〇条により設置された福祉事務所において、保護の決定、実施等の事務を行うこととされている（A市事務組織規則（昭和〇年A市規則第〇号）第〇条）。
- (7) 保護の実施等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (8) 医療扶助運営要領及び国通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされている。
- (9) 法に基づく医療扶助のうち移送費の支給の決定を行うに当たっては、処分庁は、前記1(8)の処理基準である医療扶助運営要領及び国通知を行政手続法（平成7年法律第88号）第5条の審査基準であると位置付け、公にしている。
- (10) A市においては、「通院移送費給付決定事務の取扱いについて（A市）」（「A市生活保護運用事例集」のうち「医療扶助運用事例集」別添1）が定められており、処分庁においては、移送費の支給の決定事務を行うに当たっては、これにより事務を行っている。
- (11) また、厚生労働省からは、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が示されており、これを元にした保護担当職員用の手引書として、別冊問答集が出されている。
- (12) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分1及び本件処分2が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

- (1) 本件処分1及び本件処分2は、処分庁が、審査請求人が介助者同行で介護タクシーを利用した際は、介護タクシー料金は認められないものとして、普通タクシー料



金相当額の支給をすることとしたことにより行われたものである。

## (2) 基本的事項

保護のうち、被保護者が必要な医療を受けるために必要な扶助として医療扶助が行われる。

このうち、移送に要する費用（主に通院に要する交通費）については、移送費として支給されることとなる。支給される移送費の額は、保護の基準別表第4の第4項によると、「移送に必要な最小限度の額」とされており、具体的に医療扶助運営要領第3の9(4)アによると、「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」とされており、通院に係る移送費の額は、医療扶助運営要領第3の9(2)ア及びイによると、原則として公共交通機関による額とされているが、被保護者の傷病、障害等の状況により、公共交通機関の利用が著しく困難である場合は、タクシー等の利用が認められることとなる。

また、医療扶助運営要領第3の9(3)イによると、移送費の給付は、原則として事前申請によることとされており、福祉事務所において決定した経路、交通機関によらない移送については、給付の対象とはならないこととされている。

## (3) 介護タクシーによる移送の要否について

ア 審査請求人は、普通タクシーによる移送では、乗降のたびに〇〇が生じ、また、ドアの開閉による風圧により疼痛が生じる等として、介助者の同行の有無にかかわらず、介護タクシーによる移送が必要であると主張している。

イ 本件処分1及び本件処分2における処分庁の判断について

(ア) 処分庁は、平成29年7月に審査請求人から介護タクシーによる移送の申請があつて以降、通院先医療機関である医療機関Aに対して、介護タクシーによる移送の要否に関して、継続的に病状調査を行っていたことが認められ、本件処分1及び本件処分2に当たっては、医療機関Aから徴した本件意見書に基づき介護タクシーによる移送の要否を判定していたことが認められる。

(イ) 本件意見書は、〇〇及び〇〇の両方について、通院に障害となるとした上で、「重症な運動麻痺は認められず、時間は要するものの自ら乗車することは可能と思われる。ただ、介助者の付き添いがある状態での、介護タクシーの必要性は無く、通常のタクシー利用で通院可能である。」としており、処分庁は、嘱託医の審査を経た上で、介助者の付添いのない場合のみ介護タクシーの利用を認めるとの決定を行っていたことが認められる。

なお、本件意見書以前に処分庁が医療機関Aから徴したH29意見書においては、「ヘルパーがいなくには介護タクシーでないと一人では通院できない」とされ、また、H30意見書に基づく嘱託医の審査結果によると、「ヘルパー付添の場合」は普通タクシー、「ヘルパー付添がない場合」は介護タクシーの利

用とされており、これを基に、処分庁は、介助者がいない場合は介護タクシーの利用を認める決定を行っていたことが認められ、このことは、本件処分1及び本件処分2と同様の取扱いであったことが認められる。

(ウ) なお、処分庁は、「介護タクシーによる移送について、審査請求人に対する介助の必要性を認めており、移送のみであれば介護タクシーを利用する必要性は」認めていないとしており、処分庁回答書10(4)及び平成30年9月19日ケース記録等によると、その旨審査請求人に対して説明していることが認められる。

(エ) 以上のことからすると、処分庁は、審査請求人の通院時の介助の必要性から、介護タクシーの利用を認めていたことが認められる。

また、介助者が同行する場合は、介助者による介助により普通タクシーへの乗車が可能であるとして、介護タクシーの利用の必要性を認めていなかったことが認められる。

#### ウ 病状調査先について

(ア) 審査請求人は、医療機関Aでは〇〇の治療を受けておらず、本件意見書は、〇〇の症状を踏まえたものではないとして、医療機関Aに対する病状調査では不十分であり、〇〇の専門医がいる医療機関B又は審査請求人の〇〇の治療を行っている医療機関Cに対する病状調査等が必要であったと主張している。

(イ) 医療扶助運営要領第3の9(3)イにおいて、移送の可否については、給付可否意見書により主治医の意見を確認することとされている。

この点について、「通院移送費給付決定事務の取扱いについて（A市）」6(2)アによると、処分庁は、普通タクシー又は介護タクシーによる移送の可否の判断においては、主病の通院については、必ず給付可否意見書を徴取することとしており、主病以外の通院については、主病の通院で既にタクシー又は介護タクシーによる通院が必要と認められている場合に、同じ理由が当てはまるときは、給付可否意見書の徴取を省略することとされている。処分庁のこの取扱いは、被保護者が移送を要する主たる要因である傷病（主病）の主治医が、当該被保護者の移送の可否について最も的確な判断を行うことができるということに基づくものであり、妥当なものであると認められる。

H29意見書において、審査請求人は、「(1)〇〇」（本件意見書では、〇〇）、「(2)〇〇」及び「(3)〇〇」「のため、……短距離のつたい歩きしか出来ず、…ヘルパーがいなきには介護タクシーでないと一人では通院できない」とされており、これに基づき、審査請求人は、タクシー又は介護タクシーによる移送を認められたものであることから、処分庁は、〇〇（H29意見書及びH30意見書における病名は、〇〇）についての主治医が在籍する医療機関Aに対する病状調査の結果を踏まえて、本件意見書も、医療機関Aから徴したことが認められる。

(ウ) 審査請求人は、〇〇病院への検診命令や、医療機関Bの〇〇の専門医の意見を聴取すべきであったと主張する。

平成30年9月及び同年11月時点において、審査請求人は、〇〇の治療のために医療機関Bへは通院しておらず、医療機関Bの医師は、審査請求人の主治医であったとは認められないから、処分庁が、医療機関Bに対して病状調査を行い、又は医療機関Bから給付可否意見を徴すべき事情は認められない。

また、医療扶助運営要領第3の9(3)イにおいて、処分庁は、必要に応じて検診命令を行うことができるとされているが、本件において、処分庁は、〇〇の主治医の在籍する医療機関Aから本件意見を徴しており、本件意見書は審査請求人の〇〇の症状も踏まえて作成したことを医療機関Aに聴取した上で嘱託医協議を行い、疑義もなく承認されていることからすると、処分庁は本件意見書の審査の手續において医療扶助運営要領の規定にのっとり処理を行っており、瑕疵は認められない。また、この点において処分庁が、通院先医療機関以外の医療機関への検診命令を行う必要性があったと認められる事情はない。

なお、審査請求人は、再三にわたり、H18診断書及び〇〇情報提供書を根拠として、処分庁に病状調査をやり直すようを求めていたことが認められるが、H18診断書及び〇〇情報提供書は、過去に〇〇病院において「〇〇」（原文ママ）及び「〇〇」との診断を受けていたことを示すものではあるが、平成30年9月及び同年11月当時の審査請求人の病状を示したものではない。

(エ) また、審査請求人は、処分庁が、本件処分1及び本件処分2の当時に、審査請求人の〇〇の主治医であった医療機関Cの医師（審査請求人は、通院又は訪問看護によって、医療機関Cにより〇〇の治療薬（〇〇）の点滴を受けている。）の意見を聴いていないと主張する。

このことについて、前記2(3)ウ(イ)のとおり、本件意見書は、審査請求人に対する〇〇に係る治療を行っている医療機関Aにおいて作成されているが、本件意見書は、〇〇の症状も踏まえて作成されていることからすると、これに加えて医療機関Cの医師の意見を改めて徴する必要性までは認められない。

なお、医療機関Cに対しては、処分庁は、本件処分1及び本件処分2の後の平成31年1月に病状調査を行ったことが認められるが、医療機関Cの医師は、内科医であるため〇〇のことは専門外であるが、審査請求人の病状からは介護タクシーによる移送は不要と考えるとの見解を示しており、仮に本件処分1及び本件処分2の当時に医療機関Cの医師の意見を徴していたとしても、結論は同じであったと考えられる。

(オ) 次に、審査請求人は、H31意見書及びH31回答書は、耳鼻科疾患について作成されたものであり、審査請求人の〇〇の症状を踏まえたものではない旨主張している。

審査請求人の示す〇〇との診断名が記載された令和元年5月28日付け診断書は、〇〇病院耳鼻咽喉科・頭頸部外科作成のものであり、また、審査請求人の主張する〇〇の症状は、「外側半規管型」とされているところ、外側半規管に係る疾患は、耳鼻科疾患の範ちゅうである。このことからすると、耳鼻科疾患を踏まえて作成されたH31意見書及びH31回答書は、審査請求人の訴える〇〇の症状も踏まえた上で作成されたものと認めるのが相当である（なお、H31意見書の病名欄には〇〇の記載がないが、このことは、記載すべき病名としての〇〇の症状がなかったことによるものと考えられる。）。

なお、審査請求人は、令和2年8月25日付け第2次再反論書で〇〇病院の〇〇専門外来に通院しており、耳鼻科において〇〇の治療は行っていない旨主張しているが、〇〇病院のホームページによると、耳鼻咽喉科・頭頸部外科において〇〇の治療も行っている旨の記載はあるが、〇〇専門外来（特殊外来）が設置されている旨の記載はない。また、ケース記録にある平成30年10月1日及び10月2日付けで審査請求人が処分庁へ送信したFAXには「〇〇病院（耳鼻科の〇〇外来）に……受診予定」や、「〇〇病院耳鼻科の〇〇専門の先生は……説明されました」と記載があり、平成30年当時は審査請求人の〇〇の診療科は耳鼻科であると認識していることが伺われる。

加えて、H31回答書は、「その他の基礎疾患等にて介護タクシーを要している可能性も否定はできません」としており、審査請求人は、医療機関B診療科aの判断が限定的である旨主張しているが、少なくとも、本件処分1及び本件処分2の時点においては、審査請求人の〇〇以外の「その他の基礎疾患等」である〇〇については、本件意見書により主治医の意見を徴しており、H31意見書及びH31回答書の意見が耳鼻科疾患に限定したものであったとしても、そのことが本件処分1及び本件処分2の当否に影響を及ぼすものではない。

H31意見書及びH31回答書は、本件処分1及び本件処分2の後に、医療機関Cへの病状調査の結果を受けて処分庁が徴したものであるが、仮に本件処分1及び本件処分2の前にH31意見書及びH31回答書と同様の内容のものを徴していたとしても、前記2(3)ウ(エ)と同様に不要であるとの結論は同じであったと考えられる。

(カ) 以上のとおりであるから、本件処分1及び本件処分2に当たり、処分庁が行った病状調査の調査先、調査内容等に問題があったとは認められない。また、処分庁の本件処分1及び本件処分2に係る手続が不十分であったなど、違法又は不当な点は認められない。

エ 介助者が同行した場合であっても、介護タクシーによる移送が必要であるとの主張について

(ア) 審査請求人は、介助者がいる場合であっても介護タクシーによる移送が必要

である旨主張しているが、介護タクシー運転手以外に介助者が更に必要である医学的な根拠については、具体的に示されていないことから、審査請求人のこの主張は、採用できない。

なお、本件処分1及び本件処分2の対象期間である平成30年9月及び同年11月の時点で、審査請求人は、介助者の同行なしで介護タクシーを利用しての通院が可能であったことが認められる（当該期間における移送については、本件処分1及び本件処分2による支給額のほか、介護タクシー会社に対する委任払により移送費が支給されており、この支給額には介助者の同行なしで介護タクシーを利用した際の介護タクシー料金が含まれている。）。

加えて、介護者の同行について、審査請求人は、受診時の院内介助の必要性があることを主張しているようであるが、医療扶助運営要領第3の9(4)ア及び別冊問答集第3の間64によると、医学的管理に必要と認められる場合は、付添人の日当を支給することが認められるものの、審査請求人について、そのような医学的な必要性があったと認められる事情はない。

(イ) また、審査請求人は、タクシーのドアの開閉時の風圧によって疼痛が生じるため、介護タクシーによる移送が必要であると主張しているようである。

介護タクシーの場合であっても、ドアの開閉時における風圧又は衝撃はあるのであり（スライドドアの場合でも風圧やドアの開閉による衝撃は起こり得るし、運転席のドアの開閉による風圧も生じる。）、介護タクシーであれば風圧は生じないとする審査請求人の主張は、採用できない。

加えて、審査請求人は、普通タクシーでは、乗車時に体を反らすことにより、〇〇を生じると申し立てているが、乗車時に〇〇を生じないように介助者が介助して乗車することは可能であるから、普通タクシーであることをもって、〇〇が生じるという審査請求人の主張は、採用できない。

オ 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2の前の平成29年から平成30年3月までは、介助者が同行する場合でも介護タクシーの利用が認められていたと主張している。

この点について、処分庁は、本件処分1及び本件処分2に当たっては、本件意見書に記載された審査請求人の病状に基づき、介護タクシーによる移送の要否を判断していたのであるから、平成29年11月時点での移送の要否に係る判断がどのようなものであったかは、本件処分1及び本件処分2における移送の要否の判定に影響を及ぼすものではない。

なお、H29意見書では、審査請求人に介護タクシー利用による移送の必要性を認めているが、「ヘルパーがいなくは介護タクシーでない一人では通院できない」とされており、介助者が不在の場合において、介護タクシーによる移送の必要性を認める内容であり、また、この内容で嘱託医の審査においても承認さ

れていることから、平成29年11月時点では、処分庁は、介助者が不在の場合に介護タクシーによる移送を認めていたことが認められる。また、その後のH30意見書においても、「ヘルパーの付き添いが無い場合は、介護タクシーの利用を余儀なくされている。」とされH29意見書と同様の取扱いを行っている。この取扱いは本件処分1及び本件処分2の時点においても変わっておらず、平成29年から平成30年3月と比較し、介助者が同行した際の介護タクシーの利用の可否についての処分庁の考え方が変化したような点は見受けられない。

また、介護タクシーを利用する場合は、通常は介護タクシー運転手による介助が行われることが前提であることからすると、処分庁は、介護タクシー運転手とは別に介助者が同行することまでは想定していなかったことがうかがわれる。

以上のとおりであるから、平成29年から平成30年3月までは、介助者が同行する場合も介護タクシーによる移送が認められていたとして、本件処分1及び本件処分2においても、介助者が同行する場合にも介護タクシーによる移送が認められるべきだとする審査請求人の主張は、失当である。

カ 審査請求人は、医療機関Bが作成したR1意見書において、介助者が同行する場合でも介護タクシーの利用の必要性が認められていることをもって、本件処分1及び本件処分2の時点においても同様の判断がなされたはずであり、処分庁の病状調査が不十分であった旨の主張を行っている。

R1意見書は「〇〇のため歩行困難を認める」ことを理由として介護タクシーの利用の必要性を認めた意見（なお、〇〇を理由として介護タクシーの利用の必要性があるとの意見ではない。）であるが、R1意見書は、あくまでも、令和元年5月以降の審査請求人の移送の給付の可否についての主治医の意見であり、本件処分1及び本件処分2の時点での審査請求人の病状及び移送の給付の可否についての意見を示したものではない。

また、R1意見書にて介護タクシーの利用の必要性が認められた〇〇は、障害とされた神経の場所により、末梢神経性または中枢神経性と分類されるものであり、本件意見書は、〇〇について、本件意見書作成時点での主治医であった医療機関A診療科bにおいて作成されたものであり、R1意見書において介護タクシーの利用の必要性が認められた理由とされる「〇〇」の症状を踏まえて作成されたものであると認められる。

なお、処分庁によると、R1意見書に基づき、「令和元年5月以降はすべて介護タクシーの利用による移送を承認しました。しかし、介助者がいる場合は介護タクシーの運転手による介助が不要であるため、同年6月18日には審査請求人から介護タクシー業者へ介助料を除いた移送費の見積書の作成依頼を行い、処分庁において介護タクシー業者からその場合の見積書を徴しています。これにより、介護タクシーによる移送を承認した後の移送費については介助者の有無に応じた

額を支給しています。」としており、介助者が同行した際の介護タクシーの利用の要否についての現時点における処分庁の考え方が、本件処分1及び本件処分2の当時と大きく異なるものではない。

キ 前記のことからすると、平成30年9月時点及び同年11月時点において、審査請求人は、単独で（介助者の同行なしで）普通タクシーに乗車して通院することは困難であるため、介助者がいない場合は、介護タクシーによる移送の必要性があったことが認められるが、その一方で、介助者がいる場合には、当該介助者による介助により、普通タクシーへの乗降時の介助が可能であるため、介護タクシーによる移送の必要性があったとは認められない。

なお、本件意見書を含む処分庁が徴した給付要否意見書の内容及び処分庁が行った病状調査の結果からは、常時の介護が必要であるなど、タクシー乗車時に介助者が常時付き添う必要性があるとまでは認められていない。

ク 以上のとおりであるから、審査請求人について、平成30年9月時点及び同年11月時点において、介助者が同行する場合には、介護タクシーによる移送の必要性はないとした処分庁の判断は相当として是認できる。

(4) 本件処分1及び本件処分2における支給額について

ア 前記2(3)のとおり、審査請求人について、平成30年9月時点及び同年11月時点において、介助者が同行する場合には、介護タクシーによる移送の必要性は、認められない。しかしながら、医療機関への通院の必要性はあることから、必要最小限度の移送費の支給自体は認められることになる。

本件処分1及び本件処分2において、処分庁は、介助者が同行して介護タクシーを利用して通院した場合の移送費として、普通タクシーで通院した場合に必要な費用を移送費として支給したことが認められる。

この取扱いは、移送費については移送に必要な最小限度の実費を支給するとした医療扶助の支給基準（保護の基準別表第4の第4項）及び国通知5(2)の趣旨に即したものであり、妥当なものであると認められる。

イ 本件処分1における支給額の算定については、次のとおりである。

(ア) 本件請求1のうち、平成30年9月19日分の移送については、普通タクシーを利用しているため、本件処分1においても領収書の金額全額について、移送費が支給されている。

(イ) 審査請求人は、令和3年3月12日に実施した口頭意見陳述において、平成30年9月21日の介護タクシーによる通院分3件のうち、医療機関から自宅への帰路分について、介助者は同行していないのに介護タクシー費用ではなく普通タクシー費用で支給されている旨申し立てている（なお、ケース記録によると、平成30年10月24日にも同様の主張がなされている。）。

審査請求人は、当日の通院時の状況について、介助者を同行して介護タクシ

ーを利用して通院したが、診察時間が長引いたため、介助者への依頼時間が超過し、介助者が不在となったため、単独で介護タクシーに乗車して帰宅したとしており、このとき、ヘルパーに依頼して自宅前まで来てもらい、介護タクシーを降車した後の自宅までの移動の介助をしてもらったと申し立てている。

審査請求人については、前記2(3)イ(ウ)及び(エ)のとおり、介助の必要性があるとして、介護タクシーによる移送が認められているが、この日の帰宅時は、自宅までの移送に際して介護タクシー運転手による介助が行われたとは認められず、結果として、介護タクシーによる移送の必要性はなかったことになる。したがって、処分庁が介護タクシー料金を支給すべき理由は、なかったと認められる。

なお、医療機関への通院の必要性はあるため、処分庁は、医療機関から審査請求人自宅までの普通タクシー費用を支給したことが認められる。この取扱いは、前記2(4)アの支給の考え方に沿ったものであり、妥当なものであると認められる。

- (ウ) 本件請求1のうち、平成30年9月28日通院分については、審理員意見書3(8)のとおり、審査請求人は、医療機関から、介助者が同行して介護タクシーにより処分庁事務所を訪れ、その後介護タクシーにより帰宅したことが認められる。

福祉事務所を訪問する際の交通費は、移送費とは認められないため、医療扶助としての支給の対象とはならない（なお、被保護者が、収入申告等の報告や相談のために福祉事務所を訪れる際の交通費は、保護費として支給される経費ではない。）が、医療機関への通院の必要性は認められるため、処分庁は、審査請求人自宅から医療機関までの往復の普通タクシー費用を支給したことが認められる。この取扱いは、前記2(4)アの支給の考え方に沿ったものであり、妥当なものであると認められる。

- (エ) 本件請求1のうち、前記2(4)イ(ア)から(ウ)まで以外の移送に係る費用については、審査請求人からは介護タクシー費用が請求されているが、いずれも介助者が同行していたとして、前記2(4)アのとおり、当該区間に対する普通タクシー料金相当額を移送費として支給したことが認められる。

なお、介助者が同行せず介護タクシーを利用した場合の介護タクシー料金は、介護タクシー業者への委任払により、審理員意見書3(11)のとおり移送費として支給されていることが認められる。

- (オ) なお、ケース記録によると、審査請求人は、平成30年9月14日の通院時の復路のタクシー料金〇円を自己負担した旨申し立てているが、当該タクシー料金については、領収書が処分庁に提出されていないため、本件請求1には含まれておらず、また、領収書原本の提出がないことから、国通知4ウのとおり、当該タクシー料金の支給は認められないことは、明らかである。



(カ) 以上のとおり、本件処分1による支給額に違法又は不当な点があったとは認められない。

ウ 本件処分2における支給額の算定については、次のとおりである。

(ア) 審査請求人は、平成30年11月14日通院分の移送費として、ガソリン代(〇円)の領収書を提出しているが、本件処分2の決定に当たり、処分庁において、この〇円の取扱いについて検討した形跡は認められず、本件処分2による支給額〇円には、この〇円は含まれていない。

領収書の記載事項からすると、介護ヘルパーが医療機関への送迎を行い、ガソリン代実費相当額が審査請求人に請求されたことがうかがわれるが、ガソリン代の実費を必要とするような移送方法は、処分庁があらかじめ認めた移送方法ではないし、また、ガソリン代を必要とする移送方法を利用した理由について、審査請求人が処分庁に説明を行ったとの事情もない。

医療扶助運営要領第3の9(3)イにおいて、「福祉事務所において決定した…交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象とならないものであること」とされていること、また、本件において医療扶助運営要領第3の9(3)ウの「事前の申請が困難なやむを得ない事由」があったとの事情は認められないことを踏まえると、このガソリン代〇円については、移送費としての支給の対象とならないことは、明らかである。

(イ) 本件請求2のうち、平成30年11月21日通院分について、審査請求人は、当日利用できる介護タクシーが見つからなかったとして、往路・復路共に知人に介助を依頼し、介助に係る謝礼を支払ったとして、処分庁に領収書を提出しているが、知人への謝礼は、移送に必要な実費であるとは認められないから、移送費としての支給の対象とは認められない。

また、審査請求人は、当日通院の復路分について、介助を依頼した知人の車に乗車して帰宅したとして、知人の車への乗車料に係る領収書を処分庁に提出しているが、知人の車への乗車料も、移送に必要な実費であるとは認められないし、処分庁があらかじめ認めた移送方法によるものではないから、前記2(4)ウ(ア)と同様に、移送費としての支給の対象とは認められない。

なお、当日の往路分については、知人の介助のもと、普通タクシーを利用しているため、本件処分2により領収書どおりの金額が移送費として支給されている。

(ウ) 本件請求2のうち、前記2(4)ウ(ア)及び(イ)以外の費用については、介護タクシー費用が請求されているが、いずれも介助者が同行していたとして、前記2(4)アのとおり、当該区間に対する普通タクシー料金相当額を移送費として支給したことが認められる。

なお、介助者が同行せず介護タクシーを利用した際の介護タクシー料金は、

介護タクシー業者への委任払により、審理員意見書3(15)のとおり移送費として支給されていることが認められる。

(エ) 以上のとおり、本件処分2による支給額に違法又は不当な点があったとは認められない。

エ 以上のことからすると、本件処分1及び本件処分2による支給額の決定に、誤りは認められない。

(5) 処分庁職員に対する不服について

審査請求人は、担当ケースワーカー等の処分庁職員の対応に問題があったことを主張しており、ケース記録においても、審査請求人は、介護タクシーの利用が認められないこと等に関して、処分庁職員に対する不服を述べていることが認められる。

しかしながら、これらの事情は、本件処分1又は本件処分2が違法かどうか、又は不当かどうかの判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 審査請求人のその余の主張について

審査請求人のその余の主張は、本件処分1又は本件処分2の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上のとおり、本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点はなく、本件処分1及び本件処分2は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分1及び本件処分2には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員(部会長)	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが(行審法第81条第3項で準用する法第79条)、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。